

## 理事に関する細則

第1条 定款第13条第1項(1)、第14条、第15条第3項、第16条及び第17条に基づき、理事に関する事項は本細則に定める。

第2条 理事は、次の手順を経て、総会において選任する。

- (1) 理事候補者の選出。
- (2) 評議員会の議及び総会における選任の議。

第3条 理事候補者の選出方法は次の各項による。

- 1 理事候補者は支部会別に選出する。
- 2 理事候補者を選出するため、選挙を行う。
- 3 支部会選出理事候補者定数は、次により理事候補者選挙管理委員会が定め、理事会に報告する。  
なお、支部会選出理事候補者総数は、14人以上24人以内とする。  
(1) 支部会選出理事候補者定数は当該支部会所属の評議員25人につき1人とする。但し、評議員数が25人に満たない支部会の理事候補者定数は1人とする。  
(2) 基準となる評議員数は選挙年前年の11月1日現在とする。
- 4 理事会は、本条の規定にかかわらず、専門分野及び職域等を配慮して別に5人以内の理事候補者を指名することができるものとする。

第4条 理事候補者選挙管理委員会は次の各項による。

- 1 理事候補者選挙に関する事項は理事候補者選挙管理委員会（以下「委員会」と称す）が行う。
- 2 委員会の委員は理事会において正会員の中から5人を選び、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の委員長は委員の互選による。
- 4 委員の任期は当該選挙の終了までの期間とする。
- 5 委員会の事務は学会事務局で行う。
- 6 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

第5条 選挙権及び被選挙権は、当分の間、評議員とする。

第6条 選挙は次の各項による。

- 1 支部会選出理事候補者は当該支部会の評議員が当該支部会の評議員（就任日に満70歳未満である者）の中から選出する。
- 2 投票は当該支部会の評議員の中から当該支部会選出理事候補者（定数内有効）を記入するものとする。
- 3 選挙期日は委員会が決定し、学会誌掲載その他の方法で会員に告示しなければならない。
- 4 開票は委員会が行う。
- 5 同数得票数のある場合は、委員会において抽選によって決定する。
- 6 当選者への通知は委員会が行い、理事候補者承引の諾否を書面により確認する。

第7条 当選者の辞退等により欠員が生じた時は、理事候補者を辞任したものとし、次点者を繰り上げ当選とする。

第8条 本細則第3条の規定にかかわらず、日本栄養士会の推薦を受けた者は、日本栄養士会代表役員として、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事を務める（指定幹理事）。

- 2 本条に定める理事が、任期中に、日本栄養士会の役員改選等により日本栄養士会代表役員の使命を果たせなくなったときには、直ちに退任するものとする。後任の理事候補者は日本栄養士会

の推薦を受けた者とする。後任の理事候補者は、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第9条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条 理事が任期中に辞任した場合は、後任の理事候補者は、本細則第3条第4項及び第7条に準じて選出し、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

2 理事が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の10月31日をもって退任するものとする。後任の理事候補者は、本条第1項に準じて選出し、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第11条 支部会選出理事が任期中にその支部会から移動した場合は、その直後の10月31日をもって退任するものとする。後任の理事候補者は、本細則第7条に準じて選出し、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

2 前項の規定にかかわらず理事長、副理事長及び本細則第12条に定める所掌を担当する理事が、任期中にその支部会から移動した場合は、任期満了まで引き続きその任務につく。

第12条 理事長の指名により、理事は次の所掌を分担する。

- (1) 庶務担当理事は、本学会の庶務的事項に関与する。
- (2) 財務担当理事は、本学会の予算に関する事項に関与する。
- (3) 編集担当理事は、本学会の学会誌「栄養学雑誌」等の刊行に関する事項に関与する。
- (4) 学術担当理事は、本学会の学術事業等に関する事項に関与する。
- (5) 広報担当理事は、本学会の広報に関する事項に関与する。
- (6) 国際担当理事は、本学会の国際活動に関する事項に関与する。

2 前項の所掌のほかに、理事長は必要に応じて、理事会の議決を経て、特命の担当理事を設けることができる。

第13条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則は、平成16年(2004年)7月17日から施行する。

2 本細則の改定は、平成17年(2005年)8月27日の理事会の議を経て、平成17年8月27日から施行する。

3 本細則の改定は、平成19年(2007年)1月28日の理事会の議を経て、平成19年1月28日から施行する。

4 本細則の改定は、平成21年(2009年)8月8日の理事会の議を経て、平成21年8月8日から施行する。

5 本細則の改定は、平成22年(2010年)8月21日の理事会の議を経て、平成22年8月21日から施行する。

6 平成23年(2011年)11月1日に就任する理事候補者の選出にあたっては、本学会設立当初から連続して理事を務める者のみ、本細則第10条を適用する。

7 本細則の改定は、平成25年(2013年)1月12日の理事会の議を経て、平成25年1月12日から施行する。

8 本細則の改定は、平成26年(2014年)4月26日の理事会の議を経て、平成27年(2015年)11月1日に就任する理事候補者の選出時から施行する。

9 本細則の改定は、平成28年(2016年)2月20日の理事会の議を経て、平成28年(2016年)2月21日から施行する。

## 国際活動推進委員会に関する細則

第1条 定款第5条（4）及び（6）に基づく、栄養学・健康科学と栄養実践活動に関する調査研究、国内外の関連学協会等との交流を、国際的に推進するために、本学会に国際活動推進委員会を常置する。この委員会に関する事項は本細則に定める。

第2条 委員会の定数は7人以内とし、委員のうち1人を委員長とする。

- 2 委員長は、原則として国際担当理事がこれを務める。
- 3 委員は、正会員の中から、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員会の事務は学会事務局で行う。

第3条 この委員会の活動を推進するため、理事長は必要に応じて、理事会の議を経て、委員会の下にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの委員は、理事長と委員長が協議の上、正会員の中から選出し、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 3 ワーキンググループの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則は平成28年（2016年）2月20日の理事会の議を経て、平成28年2月20日から施行する。

## 国際学会等への会員派遣に関する対応方針申し合わせ

1. 本申し合わせは、国内外の学会や団体等（以下、関連学協会等）から、国際学会、シンポジウム、会議等への参加者について本学会に派遣要請があった場合の対応について定める。なお本対応は、旅費・宿泊費等の派遣に関わる経費を要請側が負担する場合に限り、これを行う。
2. 関連学協会等から派遣要請があった場合、理事長は、この諾否と承諾する場合の派遣者を理事会の議を経て決定する。
3. 本申し合わせの改定は、理事会の議決による。

### 付則

- 1 本申し合わせは、平成28年2月20日の理事会の議を経て、平成28年2月20日から施行する。

## 特定個人情報の取扱いについて

2016年2月20日制定

特定非営利活動法人日本栄養改善学会（以下「本学会」）は、平成28年1月1日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」）の施行に伴い、本学会の活動に係る番号法の適用を受ける場面において、以下の基本方針を定め、適法かつ適切な管理・取扱いに厳正に努めてまいります。

### 特定個人情報の取扱いに関する基本方針

#### 1. 適用範囲

本学会の活動において、番号法により個人番号関係事務の実施が定められている範囲とします。

#### 2. 特定個人情報の利用目的

番号法に定める特定個人情報の利用制限を厳守し、利用目的は以下の項目に限定します。

- (1) 本学会に係る源泉徴収に関する事務
- (2) 本学会に係る社会保障に関する事務

#### 3. 特定個人情報の提供の要求、収集・保管

特定個人情報は、番号法、他関係法令、ガイドライン等を厳守し適法かつ適切な手段によって、提供の要求、収集・保管を行います。

#### 4. 特定個人情報の安全管理

特定個人情報の漏えい、滅失または、毀損の防止等、特定個人情報の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。個人番号関係事務実施者のみならず、役員および事務局職員に対し、特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督に努めます。

特定個人情報は、番号法で定められている場合を除き、第三者に提供することありません。

#### 5. 本学会の特定個人情報の取扱いに関する問合せ

特定非営利活動法人日本栄養改善学会事務局

〒108-0073 東京都港区三田3-4-18 二葉ビル904号

Tel 03-5446-9970 Fax 03-5446-9971

E-mail kaizen@jade.dti.ne.jp

お電話での問い合わせは平日10:00～12:00、13:00～17:00にお願いします。

#### 6. 基本方針の継続的改善

この基本方針は、番号法、他関係法令、ガイドライン等の改正その他適切な事由により、理事会の議を経て変更し、特定個人情報の取扱いの継続改善に努めてまいります。